

## 一般社団法人日本応用数学会 論文賞規程

1998年3月25日（改訂）

2012年7月27日（改訂）

2014年9月25日（改訂）

2016年3月25日（改訂）

2016年11月9日（改訂）

- 第1条 この規程は、表彰委員会規程に基づき、一般社団法人日本応用数学会論文賞について定める。
- 第2条 論文賞は、日本応用数学会論文誌（以下和文論文誌と略す）、英文論文誌 **Japan Journal of Industrial and Applied Mathematics**（以下 **JJIAM** と略す）及び **JSIAM Letters**（以下 **Letters** と略す）に掲載された論文のうち、特に優秀なものを選び、その著者に贈呈する。
- 第3条 表彰する論文は、以下に従い総合計8編以内を選ぶ。ただし、総数は事情により変更することができる。
- ① 和文論文誌を構成する“理論”、“応用”、“実用”、“ノート”の4部門、及び“サーベイ”からそれぞれ毎年1編以内、計3編以内を選ぶ。
  - ② **JJIAM** から毎年2編以内を選ぶ。
  - ③ **Letters** から毎年3編以内を選ぶ。
- 第4条 選定の対象となる論文は表彰の年度の前年の12月号まで過去3年間の間にいずれかの論文誌に掲載されたものとする。
- 第5条 表彰する論文が共著の場合は、共著者全員を表彰する。
- 第6条 論文賞は、同一著者に重ねて授与しても差し支えない。
- 第7条 和文論文の審査は和文論文誌編集委員から5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名から成る選考委員会で行なう。和文論文誌編集委員長は選考委員会の委員長を務める。
- 第8条 **JJIAM** 論文の審査は **JJIAM** 編集委員から5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された2名の計7名から成る選考委員会で行なう。**JJIAM** 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。
- 第9条 **Letters** 論文の審査は **Letters** 編集委員から5名と、分野に偏らないよう理事会で推薦された4名の計9名から成る選考委員会で行なう。**Letters** 編集委員長は選考委員会の委員長を務める。
- 第10条 選考委員会の委員長が著者に含まれる論文は、選考の対象外とする。選考の対象となる論文の著者に選考委員が含まれている場合、当該論文をその選考

委員による評価の対象外とする。

第11条 学会誌『応用数理』などで広く全会員から候補論文の推薦を募ることとする。  
その際、自薦、他薦のいずれでも良いものとする。

第12条 受賞者には、年会において、会長から賞状を授与し表彰する。あわせて、学会誌において受賞者及び受賞論文を紹介する。

第13条 本規程の改廃は理事会の決議により実施する。